

真宗本廟奉仕施設（同朋会館・研修道場・和敬堂）における 新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン【第3版】

2022年8月1日 東本願寺 同朋会館（真宗大谷派宗務所 研修部）

本ガイドラインは、奉仕施設に入館される方々が安心して共同生活を営めるよう策定しています。

具体的には、入館から退館までの日程や動線等を考慮し、接触及び飛沫感染のリスクを低減させるための感染予防対策について示しています。

なお、本ガイドラインは、今後の国内及び京都府内の感染状況に応じて、行政機関等から発出される要請や知見等をも踏まえ、適宜、内容の見直しを行ってまいります。

1 感染症対策を徹底した上での定員数の設定

すべて入館者は、マスクを着用（基本は不織布マスク。肌荒れ等の方は布マスク等の上に不織布マスクを着用）した上で、対人距離を2メートル程度（最低1メートル）とり、三密を避ける。

なお、研修内容や団体規模等を考慮し、利用いただく施設（同朋会館・研修道場・和敬堂）を指定する。

※新型コロナウイルス感染症流行後、奉仕施設（同朋会館・研修道場）の定員を減じてきたが、今後は、感染症対策を徹底する中で、感染状況をも注視しつつ、その都度、研修部において定員を定める。

2 施設面における感染予防

WHO及び国立感染症研究所の発表では、新型コロナウイルスが自然放置の状態で滅菌される時間は、72時間とされている。

よって、居室及び居室内の寝具、勤行本等の共用物品等の使用については、入館人数にもよるが、次の期間では使用を控える等の措置を講じる。

（1）感染予防設備

① 全ての入館者は入館時に検温を行う。

※検温時に体温が37.5度以上、または平熱に比して1度以上体温が高い場合は、現在の体調と、異変や発熱がいつから感じられるか等を聞き取り、症状に応じて、別室（保養室）での静養、または、最寄りの医療機関に案内する。

② 全室にアルコール消毒液、除菌用スプレー等の衛生用品を設置する。

③ 廊下の窓を常時開放し、換気を行う。なお、施設内の各室は、24時間換気の設備が整っているが、加えて定期的に窓を開閉し換気を行う。

④ 和敬堂事務所に非接触型体温計を常備。

⑤ 各室及び共用箇所に、手洗いの励行等、感染予防のためのメッセージを掲出。

（2）消毒清掃及び換気等

① 共用箇所

日程中、複数人が手指等で高頻度に接触する共用箇所については、職員や委託業者が定時的

に消毒清掃を行う。

ドアノブ、窓の開閉部分、階段手摺、各種スイッチ、エレベーターのボタン、自動販売機、自動給水器、喫煙室の集煙機、トイレのスリッパ・ウォシュレットのボタン・水栓レバー・トイレットペーパーホルダー・トイレのロック・便座、洗面所の洗面台、手動蛇口・ドライヤー・浴場のシャワー取手、脱衣室の衣服籠 等

食堂の運営及び浴場の清掃は、業者に委託しており、政府から発出された「業種別のガイドライン」等に則り、徹底した衛生管理を施し運営する。

② 居室

入館者による朝の清掃時や日程の合間等における定期的な消毒清掃や換気を実施。

机、椅子、座布団、ドアノブ、窓の開閉部分、ロッカーの取手、各種スイッチ、ルームキー、金庫、個人の所有物品 等

③ 館内から出たゴミの取り扱い

居室にビニール袋を常備しており、使用済のアメニティグッズやティッシュ等は、各自でビニール袋に入れ、袋の口を閉じ密閉した上で、廊下にある蓋付のゴミ箱に廃棄する。

※2022年1月に、感染予防対策の一環として、消臭・防汚・防曇の持続的な効果を長年発揮しウイルスを無力化する「光触媒による抗菌剤」を、入館者が使用する全ての居室・食堂・浴場（脱衣場）・トイレ・各所共有部分（階段手摺、自動販売機）等に塗布した。

（3）共用箇所の使用人数の制限

エレベーターや浴場、喫煙所等の共用箇所については、定員を設けて運用する。

3 日程運営に関する感染予防

当施設における生活の特徴は、座を囲んでの語り合い、一堂に会しての食事、相部屋での就寝等、伝統ってきた共同生活である。そのような生活の中にあっても、三密や対面を極力避けた日程運営を心がける。

また、施設利用者には、三密や対面を極力避けて過ごしていただき、手洗いの励行等をお願いする。

（1）班編成の目安

新型コロナウイルス感染症流行以前は、1つの班における人数の目安を10人としていたが、三密を避けるべく、人数を減じて班を編成する。

（2）入館

- ① 手指の消毒をお願いする。
- ② キャリーケースのタイヤ部分の除菌消毒をお願いする。
- ③ 到着時間が重複し、和敬堂ロビーの混雑が予想される場合は、入館場所を同朋会館に変更することがある。
- ④ 靴の管理は、入館状況に応じて、居室のロッカーを使用いただく場合がある。

(3) 入館後の体調確認

- ① 居室において、非接触型体温計で検温を行っていただく。
※検温時に体温が37.5度以上、または平熱に比して1度以上体温が高い場合は、現在の体調と、異変や発熱がいつから感じられるか等を聞き取り、症状に応じて、別室（保養室）での静養、または、最寄りの医療機関に案内する。
- ② 和敬堂事務所に非接触型体温計を常備し、個々人（班ごと）においても定期的な検温をお願いする（使用後は、除菌ペーパーで取手部分を拭き取って戻すよう徹底する）。
- ③ 体調異変時は、速やかに職員や担当スタッフに申し出てもらい、症状に応じて適切に対応する。

(4) 結成式・解散式

- ① 講堂で間隔を空けて着座し、行う。なお、人数が多い場合は分散して行うことがある。
- ② 感染予防のため、参加人数によっては、次第等を変更する場合がある。

(5) 講義・座談

- ① 講義は、広い居室を使用し、間隔を空けて着席する。
- ② 座談は、少人数で対面を極力避けた配置のもと、間隔を空けて着席し、必ずマスクを着用して行う。

(6) お夕事

- ① 入館人数によっては、「全体」でのお夕事を行わない場合がある。その場合、「団体」や「班ごと」に行う。
※「お内仏のお給仕」や「資料配布」に際しては、手指の消毒などをし、対応する。
- ② 居室の規模や人数により、飛沫感染が避けられると判断できる場合は、マスクを着用した上で、讃歌や正信偈の唱和によるお夕事を行う。

(7) 食事

食堂の運営は、業者に委託しており、政府から発出された「業種別のガイドライン」等に則り、徹底した衛生管理を施し運営する。

- ① 食事当番は、食事の準備と片付けに際し、手袋を着用する。
- ② 食事会場への入場時、手洗いと手指の消毒を行う。
- ③ 座席は極力対面を避けた配置とし、間隔を空けて着席する。
- ④ 食事以外はマスクを着用し、食事中の会話は極力控える。なお、食事中に会話の必要がある場合は、マスクを着用いただく。
- ⑤ ご飯やお茶の追加（おかわり）等については、個々で行わず、厨房カウンター等で対応する。なお、席を離れる際はマスクを着用いただく。
- ⑥ 食堂の混雑が予想される場合は、別会場で食事をとったり、団体ごとに時間をずらして食事をとる。
- ⑦ 食事会場は、発熱、咳、風邪の症状などで体調が優れない方の入場は不可とし、その場合、保養室等に食事を届け、対応する。

(8) 入浴

浴場及び脱衣所の清掃は、業者に委託しており、政府から発出された「業種別のガイドライン」に則り、徹底した衛生管理を施し、運営している。

- ① 浴場の定員は、通常の定員の2分の1を目安とする。
- ② 浴場の小窓は、常時開放する（網戸使用）。
- ③ 浴場での会話及び脱衣所でのマスクなしの会話は、厳禁とする。

(9) 就寝

- ① 就寝中の咳やくしゃみ等による飛沫感染を予防するため、出来る限り間隔を空け布団を敷いていただく。
- ② 必ず、業者によるクリーニングを施したシーツを使用する。
- ③ 布団は押し入れに戻さず、居室の隅に個別に置き、期間中、同じ布団を使用いただく。

(10) 退館

退館時間が重複し、和敬堂ロビーの混雑が予想される場合は、居室で一旦待機いただくか、退館場所を同朋会館に変更することがある。

(11) その他

- ① 飛沫感染の予防のため、当面の間、交流スペースを活用したカフェは中止する。
- ② 滞在日数を勘案し、必要数のマスク・ハンカチを携行品とし、持参いただく。なお、コップは共有しないため、同様に携行品とする。

《本廟奉仕の携行品》

念珠、『真宗大谷派勤行集』、筆記具、清掃のできる服装、寝間着、健康保険証（コピー不可）、持薬、洗面器具（タオル・歯ブラシ等）、マスク、ハンカチ、コップ、その他必要と思われる物

- ③ 日程運営上の伝達事項等について、近距離での会話や説明による感染防止のため、図や文書等による紙面配布に止める場合がある。
- ④ 喫煙室を使用する場合は、必ず定員を守り、喫煙者同士の間隔を空け会話は控える。なお、喫煙後は、使用した者が消毒を行う。

4 住職修習、教師修練及びその他の研修

本ガイドライン及び各研修の趣旨に則り、受講人数に応じて、日程や会場を適宜変更して運営する。なお、教師修練における声明作法は、必ず不織布マスクを着用して行う。

5 感染者発生の場合の対応

- (1) 研修部で作成した「対応フローチャート」を基に、保健所と連携し、対応する。なお、濃厚接触者名簿を作成し、保健所に提出を求められた場合は提出する。そのため、常に全入館者の行動・日程について掌握する。

- (2) 濃厚接触者に該当する者は、状況に応じて、数日間奉仕施設内で待機いただく。また、医療機関等でPCR検査等の感染症検査をする場合もある。
- (3) 感染者が使用した居室の再使用にあたっては、「感染者の最後の使用から3日間より長く経過した居室であれば、理論的には通常の清掃と換気をよくする程度で良いと思われる」との国立感染症研究所による知見に基づき、適切な日数を空け、更に消毒清掃を施した上で、使用を再開する。

6 退館後に「陽性反応」が出た場合

入館者が退館後、退館日を除いた3日間において、医療機関等におけるPCR検査等で、新型コロナウイルス感染症の「陽性反応」が確認された場合は、研修部（TEL 075-371-9185）に、必ず連絡をいただくよう依頼する。

7 職員の感染予防

職員一人ひとりが、マスクの着用、定時的な検温、手洗いの励行、こまめな消毒など、基本的な感染予防対策に努めるとともに、総務部作成のガイドライン「新型コロナウイルス感染症への予防対策について（職員用）」及び本ガイドラインを徹底する。

以上